

●青色申告特別控除額が現行 65 万円→改正後 55 万円

基礎控除額が現行 38 万円→48 万円

65 万円青色申告特別控除を受けるための要件

時期	令和元年分確定申告まで	令和2年分確定申告から
特別控除の要件 65万円の青色申告	(1) 正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2) 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付 (3) 期限内申告	改正前と同じ +
		①e-Taxによる申告 (電子申告) 又は ②電子帳簿保存

ご存じですか？

小規模企業共済は個人事業主の方のための退職金制度です。

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】



掛金が全額所得控除になります！
 毎月の掛金は 1,000 円～70,000 円の範囲で加入でき 500 円刻みでいつでも増減額できる共済です。

お問い合わせは鶴見青色申告会

電話番号:045-521-1145 総務課 担当まで

月掛金 3 万円の場合・・・

課税される 所得金額	加入前の税 (a) 所得税+住民税	加入後の税 (b) 掛金月額 3 万円	(a - b) 節税額
200 万円	309,600 円	252,700 円	<u>56,900 円</u>
400 万円	785,300 円	675,800 円	<u>109,500 円</u>
600 万円	1,393,700 円	1,284,200 円	<u>109,500 円</u>